

返礼品について 「地場産品基準」への適合（１）

○返礼品は、総務省が定める地場産品基準に適合しなければなりません。
主な地場産品類型は次のとおりです。

【１】...熊取町内において生産されたものであること。

【２】...熊取町内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

※原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度以上上回る割合が、当該原材料によるものであること等により判断。

【３】...熊取町内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

※当該工程を経て完成した返礼品等の重量や付加価値のうち、半分を一定程度上回る割合が当該工程によるものであること等で判断。

【３口（企画立案）】...熊取町において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が熊取町内で生じている旨の証明がなされたもの

返礼品について 「地場産品基準」への適合（２）

○返礼品は、総務省が定める地場産品基準に適合しなければなりません。
主な地場産品類型は次のとおりです。

【６】...前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。

※使用目的等において、一般的に地場産品が主たるもの、地場産品以外のものが附帯するものであることが社会通念上明らかであるかどうかにより判断。（例：そばとそばつゆ）

※提供されるものの全体の調達費用（熊取町と協力事業者との「そばとそばつゆ」全体の契約額）のうち、7割以上の割合が当該返礼品等（「そば」）に係る調達に要する費用であることにより判断。

【７】...熊取町内において提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊(飲食を伴うものを含む)の提供に係る役務を除く)であって、当該役務の主要な部分が熊取町に相当程度関連性のあるものであること。

※社会通念上、熊取町外と同種の役務では代替困難なものに限って該当するものであって、熊取町内で提供されている役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、熊取町との関連性が希薄なものはこれに該当しない。

返礼品について 「地場産品基準」への適合（３）

○返礼品は、総務省が定める地場産品基準に適合しなければなりません。
主な地場産品類型は次のとおりです。

【７の２（宿泊）】...熊取町内に所在する宿泊施設であって、大阪府内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、大阪府外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

【７号の３イ五万以下（宿泊）】...熊取町内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号（【７の２（宿泊）】）に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額（熊取町と協力事業者との返礼品に係る契約額）が、一夜につき一人当たり五万円を超えないもの

【セット】...前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。